

野田市公共施設等総合管理計画（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市公共施設等総合管理計画（素案）

2 意見の募集期間

平成29年2月15日（水）から平成29年3月16日（木）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	2人	5件
②提出方法	直接持参	1人 1件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 4件
③政策等に反映した意見		0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
全体			
1	（1）更新時期80年化の評価について 1章3項で、公共施設等の建て替え80年化、大規模改修40年化によって年間20億円の削減が可能であるとしている。 2章の冒頭で結論的には公共施設等の日常の維持管理費用などが含まれたものではないとして20億の削減では効果が期待できないとしている。 しかし、日常の維持管理費用について具体的に推定されておらず説明として不十分である。 同様に今後新設されるインフラに係わる整備費や維持管理費についても同様に推定して説明しておらず不十分である。	本市では、建物の長寿命化を基本とするファシリティマネジメントの基本方針を策定し建物の維持管理を行っておりますが、国からの要請によりインフラ等の管理方針を加え、上位計画である野田市総合計画及び野田市行政改革大綱に整合させ本計画（素案）を策定しております。 将来の公共施設等の日常の維持修繕費の推計にあたっては、施設の老朽化による劣化等の状態や修繕量、時期が見込めないこと、また、今後新設されるインフラに係わる整備費等についても、長期的な事業量や実施時期が未定であるため費用を試算することは不可能であり、詳細に推計し	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	これらを明らかにしたうえで更新時期８０年化の削減効果について説明し判定すべきである。	た計画の策定ができません。しかし、施設の除却の際の地方債活用やインフラ整備の際の補助採択など財源確保に本計画の策定が前提となることから策定したものです。よって修正は行いません。 なお、仮に計画が策定できたとしても、長期的な事業量や実施時期が見込めない中では実効性のない計画となってしまいます。	
全体			
2	（２）税収推移の推計に基づいた支出計画の立案をすべき １章２項において野田市人口と年齢構成の推計が示されているが、２０３０年までの期間で高齢者割合が増える傾向にあっては税収の減少も容易に推定される。 従って、整備費や維持管理費用の捻出原資である税収推計も行い明示すべきである。 総務省統計では、２０６５年８１００万人、２０９５年５３００万人という驚くべき人口減少社会が推定されている。 野田市においても２０３０年までに加えて２０６５年や２０９５年の人口推計と税収推計までも行い、公共施設等総合管理計画はもちろん行政運営全体について予測し支出計画を立案する必要があると考える。 ２章冒頭では、これらを抜きに唐突に「インフラを含めた公共施設等全体の計画的な管理に取り組む必要があることから、以下の	本市では、建物の長寿命化を基本とするファシリティマネジメントの基本方針を策定し建物の維持管理を行っておりますが、国からの要請によりインフラ等の管理方針を加え、上位計画である野田市総合計画及び野田市行政改革大綱に整合させ本計画（素案）を策定しております。 超長期的な推計は今後の社会情勢の変化を予測することが極めて困難で現実的に試算できず、また上位計画の計画期間以上の推計はできないため修正は行いません。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	基本的な方針により公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。」として以降の方針を展開していることは根拠が弱いと言わざるを得ない。		
全体			
3	(3) 現実に向き合った方針の立案をすべき 前述した人口推計で示されるような人口減少社会が避けられない現実がある以上、公共施設の廃止や統合は避けられない現実であろう。 難しい問題に蓋をして先送りする姿勢を改めるべきである。国の施設統合補助なども積極的に加味しながら未来のコスト削減を目指し廃止や統合も選択肢として排除すべきではないと考える。 長期的な人口推計や税収推計を市民に真摯に示し説明し、将来を担う子供たちの為にも予想される現実に向き合うあった具体的な方針を示すべきである。 従って、今回の公共施設等総合管理計画の肝であろう2章については極めて内容が無いものであると言わざるを得ない。 抜本的な再検討を求める。	本市では、建物の長寿命化を基本とするファシリティマネジメントの基本方針を策定し建物の維持管理を行っておりますが、国からの要請によりインフラ等の管理方針を加え、上位計画である野田市総合計画及び野田市行政改革大綱に整合させ本計画（素案）を策定しております。 ご意見の公共施設の廃止や統合につきましては、野田市行政改革大綱（平成27～32年度）において「施設の統合については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、基本的には統合は行わないことを念頭に検討する。」と規定されていますので、統合については次期策定の際に議論されるべき事項であるため修正は行いません。 なお、本計画期間は15年であることから、野田市行政改革大綱の見直しを見据えるとともに、地方債や補助金採択等の財源確保の観点から「社会情勢や施設の必要性等により、解体や減築などを含め状況に応じて柔軟に対応する。」と記載したものです。 また、長期的な推計は今後の社会情勢の変化を予測することが極めて困難で現実的に試算できず、また上位計画の計画期間以上	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		の推計はできないため修正は行いません。	
全体			
4	(1) 公共施設の管理に関する基本的な考え方について 2章4項(1) 公共施設において、「安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想され、本市の厳しい財政状況では、公共施設の更新による対応が困難な状況にあるとして、平成27年4月に改訂した行政改革大綱において、長寿命化を基本とするファシリティマネジメントの基本方針を策定し、総合的かつ長期的視点に立ち、建物の維持管理に努めており、このファシリティマネジメントの基本方針を軸に管理を行う。」としている。 長寿命化に取り組むにあたっては、機能維持という点について、マクロ的な公共施設としての機能にとどまらず、照明や採光、壁色などのミクロ面においても機能維持という視点に取り入れるべきではないかと考えます。 特に高齢化社会の進展によって高齢者の公共施設利用が多い中、施設内の明るさという点は最も留意すべきものと考えられるばかりか、市民が訪れて気持ちがいい環境作りという視点においても重要であり、これらが無くしてマクロ的な長寿命化も不十分なものになると考えます(構造的な長寿命化とは異なる視点です)。 是非、野田市公共施設等総合管	本市では、野田市行政改革大綱に位置付けたファシリティマネジメントの基本方針により建物の維持管理を行っておりますが、国からの要請を受け、上位計画である野田市総合計画及び野田市行政改革大綱に整合させ本計画(素案)を策定しております。 照明、採光、壁色などによる明るさ等の施設内の効用につきましては、ファシリティマネジメントの基本方針により、施設の長寿命化を最優先とし施設の効用を増進させる改修に取り組んでおりますが、本計画(素案)は構造的な管理方針を示すものですので修正は行いません。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	理計画に視点として取り入れて頂きたい。 本日（３月１日）、２月１２日開催された「第一回市民活動元気アップふえすた」第四回参加者団体打ち合わせ会議（まとめ会）（主催：野田市市民活動推進センター）において、多くの参加者団体から会場として使用した総合福祉会館（特に１階）の薄暗さについて問題点として指摘する意見が多数だされました。 私自身、日頃から同施設を利用する都度、その薄暗さとそこから醸し出される陰気さには気が滅入る思いを感じていたところです。 福祉施設や社会教育施設は特にその長寿命化の視点に施設内の照明、採光、壁色などによる明るさと雰囲気演出は必要であると感じるのです。		
第２章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針			
5	ファシリティマネジメントについて、施設内のバリアフリー化に伴う整備については、当然のことながら当事者である障がい者や高齢者の意見や要望を事前に聴取し、お互いに協議をしながら、具体的に共通の認識をした上で整備・改善されていくことを望みます。 残念ながら今回の素案には、利用者の利便性の向上を図るための機材や備品に関する具体的な記述が欠如しています。一方、施設整備の関わりでは、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく施	本市では、野田市行政改革大綱に位置付けたファシリティマネジメントの基本方針により建物の維持管理を行っておりますが、国からの要請を受け、上位計画である野田市総合計画及び野田市行政改革大綱に整合させ本計画（素案）を策定しております。 利便性の向上を図る機材や備品等につきましては、ファシリティマネジメントの基本方針により、バリアフリーの視点に立ち施設の効用を増進させる改修に取り組んでおりますが、本計画（素案）は構造的な管理方針を示すも	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	設整備マニュアルを遵守することを明記することも肝要です。また、聴覚障がい者に係わる部分では、「千葉県手話言語等条例」を鑑みて整備されるべきで、厚労省の意思疎通支援モデル要綱に基づく合理的配慮を心掛けて頂きたいと思います。 例えば、聴覚障がい者の意思疎通支援（情報コミュニケーション支援）に必要な室内の音響機器（マイクとスピーカー・録音再生機）と接続して利用するものですが、接続するための音声入出力端子や電源が必要になります。（必ず座席の近くの位置に確保し接続利用し易くすること） 現状では、市の議会の傍聴席には、手話通訳者用の立ち位置が確保されております。また、傍聴席の前の方にはイヤホンジャック（音声出力端子）があります。只、現在もいつも機能しているかは未確認です。また、会議室等では、簡易な携帯式の音響機器としてマイク&スピーカーアンプ（ワイヤレスマイクの数3～4本は欲しい）があれば接続利用できます。これらは聴覚障がい者並びに高齢難聴者のバリアフリーに配慮した対応策です。市の8Fの大会議室の音響機器においては、音声出力端子は前面に確保されていますが出力の調整方法が分からない状態です。また、実際に磁気ループ等に接続する場合には、個人手持ちの30mのケーブルで延長して接続利用している	のですので修正は行いません。	

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	現状ではセッティングに大変手間取り面倒です。要約筆記通訳者の作業位置の近くに接続用の入出力端子を直ぐにでも改善・設置して頂きたく、ご配慮をお願いします。		